

省 令

◎農林省令第四十二号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五百十一号）第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和三十三年九月六日

農林大臣 赤城 宗徳

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「伏木富山」の下に「豊橋、蒲郡」を加え、同項第二号中「宇野」の下に「水島」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。